

## 運転免許証等の記載事項変更届出（住所、本籍、氏名等を変更する場合の届出）

更新連絡書が確実にお手元に届くように、住所等の変更があった場合は、速やかに届出を行ってください。

<b>手続きする場合</b>	<input type="radio"/> 住所に変更があった場合 <input type="radio"/> 氏名又は本籍（国籍）に変更があった場合 <input type="radio"/> 生年月日を修正する場合 ※ いずれも秋田県内に住所がある方の手続です。 <input type="radio"/> マイナ免許証のみを所持している方で住所変更ワンストップサービス等の手続を行い、利用している方は運転免許センターや警察署等への記載事項変更届出が不要となります。	
<b>手続場所</b>	<b>運転免許センター</b>	<b>警察署</b> 又は二ツ井、にかほ、美郷、増田、羽後の各交番
<b>受付時間等</b>	月曜日から金曜日及び <b>日曜日</b>	月曜日から金曜日（平日のみ）
	※ ただし、日曜日は、裏書きのよる変更のみで変更に伴う免許証の <b>再交付</b> はできませんのでご注意ください。	
	※ 土曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。	※ 土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続ができません。
	午前 8 : 30 ~ 午後 4 : 00	午前 9 : 00 ~ 午後 4 : 00
<b>必要なもの</b>	<b>● 運転免許証のみを所有している方</b>	
	運転免許証のほかに以下のものをご用意してください。 <b>【住所のみ変更する場合】</b> <input type="radio"/> 住民票（コピーは不可） 又は <input type="radio"/> 新しい住所を確認できる書類（いずれも申請者の氏名及び住所が記載されたもので、コピーは不可） ・マイナンバーカード ・電気、ガス、水道、電話（携帯電話含む）の領収書、請求書等 ・官公庁が発行した通知書等 ・郵便物（申請者が宛先となっているもの）等を提示していただきます。	
	<b>【本籍・氏名を変更する場合、又は生年月日を修正する場合】</b> <input type="radio"/> 住民票（本籍が記載されているもの）を提出していただきます。（コピーは不可） ※ 本籍が省略されている住民票では受理できませんのでご注意願います。 ※ 外国人の方は、国籍の記載された住民票を提出していただきます。 住民票が交付されない方は、旅券、在留カードなどで確認させていただきます。 ※ 氏名のみ変更の場合は、新しい名前が記載されているマイナンバーカードでも手続することができます。 ※ 生年月日修正の場合は免許証を再作成します。	
	<b>【旧姓（旧氏）を記載する場合】</b> <input type="radio"/> 旧姓（旧氏）が記載された住民票またはマイナンバーカード	
	<b>● マイナ免許証のみを所有している方でワンストップサービスを利用していない方</b> <b>● マイナ免許証および運転免許証を所有している方（2枚持ちの方）</b>	
所有している免許証（マイナ免許証、または2枚持ちの方は両方）のほかに以下のものをご用意してください。 <b>【住所または氏名を変更する場合】</b> <input type="radio"/> 変更後の住所または氏名が記載されたマイナ免許証（マイナカード）を提示していただきます。 <b>【本籍を変更する場合】</b> <input type="radio"/> 住民票（本籍が記載されているもの）を提出していただきます。（コピーは不可）		
<b>その他</b>	<b>【代理人による届出】</b> 委任状により代理人による届出（住所、本籍、氏名変更）ができますが、次のものが必要になります。 <input type="radio"/> 届出者の運転免許証等 <input type="radio"/> 届出者の新住所等を確認できる書類（上記に示している住民票等） <input type="radio"/> 委任状（ <b>委任状記載例（記載事項変更）</b> を参照してください） <input type="radio"/> 代理人の身分を確認できる書類（運転免許証、パスポート、社員証等）	

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738  
 または最寄りの警察署（免許受付）まで